

## 宇治市部活動地域移行検討委員会設置要項

### (目的及び設置)

第1条 宇治市立中学校（以下「中学校」という。）の生徒にとって望ましい部活動環境の構築と中学校における教職員の働き方改革の実現を図ることを目的とし、学校と地域との連携による部活動（以下「部活動」という。）の段階的な地域移行に向けた課題等を総合的に検討するため、宇治市部活動地域移行検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (担任事項)

第2条 委員会は、部活動の地域移行に係る次の各号に掲げる事項について検討する。

- (1) 地域移行に係る仕組みづくりに関すること。
- (2) 地域移行後の運営方法等に関する事。
- (3) 生徒、保護者、教職員及び各種団体等への調査に関する事。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、地域移行に関し必要な事項。

### (組織)

第3条 委員会は、委員11人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) スポーツ・文化団体の関係者
- (3) 中学校の関係者
- (4) PTA関係者
- (5) その他教育長が適当であると認めた者

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、委員会において必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育部教育支援センター学校教育課及び産業観光部文化スポーツ課において処理する。

(補則)

第9条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会の会議に諮って定める。

附 則

1 この要項は、令和6年7月25日から施行する。

2 この要項の施行後最初の委員会の会議の招集は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が行う。